

事務連絡
平成20年10月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室長

児童扶養手当受給者に対する「生活保護受給者等就労支援事業」
活用プログラムの活用促進について

母子寡婦福祉行政の推進につきましては、常日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

家計と子育てにおいて中心的な役割を果たさなければならない母子家庭の母等の自立支援を進めていくためには、福祉と雇用の両面から支援を行う必要があります、各関係機関等の連携が不可欠です。

生活保護受給者等就労支援事業（以下「本事業」という。）については、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を対象として、公共職業安定所や福祉事務所が連携を図りつつ就業支援を行う事業として、平成17年度に創設されたところであるが、本事業の実施に際しては、事業内容の周知が不足している場合や、生活保護受給者でない児童扶養手当受給者に対する窓口が福祉事務所と異なる等のために、ハローワークに対する支援要請が円滑に行われ不见受けられることから、今般、本事業の実施の留意点等について下記のとおり整理しましたので配慮をお願いします。

また、貴管内市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、職業安定局と協議済みであるとともに、各都道府県労働局に対しては、当省職業安定局から別添により通知されていることを申し添えます。

記

1 事業内容の周知徹底

母子家庭の就業支援策については、多岐にわたっており、各支援策の所管についても、民生主管部局やハローワーク等に分かれているところであるが、母子家庭の母の就業支援を効果的に行うためには、それらの中から適切な支援策を選択・組み合わせ実施できる体制を整えておくことが必要であり、また、母子家庭の母等が相談に訪れた場所によって、入手できる情報に差違が生じないよう、関係機関において情報を共有していくことが重要である。

そのため、「母子自立支援プログラム策定員」、「母子自立支援員」及び「母子家庭

等就業・自立支援センター等において母子家庭の就業支援に携わる職員」（以下「母子支援担当者」と総称する。）並びに児童扶養手当の支給担当者（以下「支給担当者」という。）に対して改めて本事業の内容を周知徹底すること。

特に、福祉事務所を所管する部局と、母子支援担当者又は支給担当者の所属する部局が異なる場合は、両部局間で十分連携を図り本事業の内容の周知徹底を図るとともに、母子支援担当者が母子福祉団体に委託した「母子支援家庭等就業・自立支援センター」の職員等である場合は、当該団体に対して本事業の内容の周知徹底を図ること。

2 福祉事務所担当コーディネーターの数及び範囲

本事業における「福祉事務所等の就労支援コーディネーター（福祉事務所担当コーディネーター）」は、1実施主体1名に限らないものであり、また、その範囲についても、福祉事務所に所属する生活保護のケースワーカーのみならず、各実施主体の実情に応じて、母子支援担当者を選任することも可能であること。

3 ハローワークに対する円滑な支援要請等

(1) 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されている場合

実施主体内部で本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されている母子支援担当者は、母子家庭の母が相談に訪れた際は、母子自立支援プログラム策定事業の対象として検討するとともに、本事業による支援がより適切と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、積極的にハローワークに対し支援要請を行うこと。

ただし、その場合、本事業の円滑な実施を確保する観点から、以下の点に留意すること。

- ① 福祉事務所担当コーディネーターが複数名となる場合は、各個別支援事例の担当者について明確にしておくこと。また、それぞれの個別事例について、同一の福祉事務所担当コーディネーターが最後まで担当することが望ましいこと。
- ② 定期的に福祉事務所の総括コーディネーターに対して支援の実施状況について報告を行う等により、自治体側からハローワークに対して行う支援要請の全体把握が的確に行われるようにすること。
- ③ ハローワークとの連携を円滑に行うため、日常的にハローワークとの情報交換・情報共有に努めること。

(2) 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されていない場合

母子支援担当者が本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されていない実施主体にあつては、母子支援担当者が、本事業による支援が適切と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、福祉事務所担当コーディネーターに対して積極的に連絡し、その取次ぎによってハローワークに支援要請を行う。

なおその場合、両者の情報交換を行う場を積極的に設けることなどにより、日常的な情報の共有化に配慮すること。

(3) 母子自立支援プログラム策定事業から生活保護受給者等就労支援事業への移行について

母子自立支援プログラム策定対象者であっても、本事業へ移行することが望ましいと考えられる者については、母子自立支援プログラム策定事業実施要綱の4に定める手続きにより本事業へ移行させることが望ましいものであること。

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局就労支援室長

児童扶養手当受給者に対する「生活保護受給者等就労支援事業」の
活用促進について

「生活保護受給者等就労支援事業」（以下「本事業」という。）については、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して福祉事務所等とハローワークの連携によって就労支援を図ることを目的として、平成17年度より実施しているところであり、その積極的な推進にご尽力いただき感謝申し上げます（平成20年3月31日付け職発第0331017号「生活保護受給者等就労支援事業について」別添「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）参照）。

本事業については、平成19年末に政府が定めた「福祉から雇用へ」推進5カ年計画において同事業による就職率を60%に引き上げることとされるなど、一層の推進が求められているところであり、20年度からは新たに、福祉事務所等とハローワークの双方において、対象者の就労意欲の向上を図るための取組などを行うこととしているところである。

このような中で、全体として児童扶養手当受給者について事業の活用が低調であるなどの傾向がみられるところから、今後下記にご留意の上、一層の推進を図るようお願いする。

記

1. 本事業は、各福祉事務所の「福祉事務所担当コーディネーター」が複数の福祉事務所を統括する「福祉事務所総括コーディネーター」を通じて、又は各福祉事務所の「福祉事務所担当コーディネーター」から直接、ハローワークに対して支援要請が行われ、これに基づいて、両方で就労支援チームを構成してきめ細かな支援を行う枠組みとなっている（実施要領2、4(2)、8(1)）。

この「福祉事務所総括(担当)コーディネーター」の職務は、通常、ケースワーカーが担当していることから、生活保護受給者の場合は、比較的円滑にハローワークに対する支援要請が行われやすいが、生活保護受給者でない児童扶養手当受給者の場合は、

- ① 児童扶養手当支給窓口が福祉事務所とは異なる部署である場合などにおいて、当該児童扶養手当支給担当者(以下「支給担当者」という。)が児童扶養手当の支給手続を行う中で本事業による支援が適当と判断される者を把握しても、その者が実際にハローワークに対して支援要請されるまでに至らない場合があること
- ① 児童扶養手当受給者に対して自立支援プログラムを講じる「母子自立支援プログラム策定員」や、児童扶養手当受給者を含む母子家庭の母に対して各種相談支援を行う「母子自立支援員」が、福祉事務所とは異なる部署に配置されている場合などにおいて、それらの担当者が本事業による支援が適当と判断される者を把握しても、その者が実際にハローワークに対して支援要請されるまでに至らない

場合があること
などの状況が見受けられる。

2. これらのことを踏まえ、本事業の運用に関して、雇用均等・児童家庭局を通じて各事業実施地方公共団体に対して、次の点について事務連絡を発出したところである（別添/平成20年10月22日付け事務連絡参照）。

(1) 事業内容の周知徹底

母子家庭の就業支援策については、多岐にわたっており、各支援策の所管についても、民生主管部局やハローワーク等に分かれているところであるが、母子家庭の母の就業支援を効果的に行うためには、それらの中から適切な支援策を選択・組み合わせ実施できる体制を整えておくことが必要であり、また、母子家庭の母等が相談に訪れた場所によって、入手できる情報に差違が生じないように、関係機関において情報を共有していくことが重要である。

そのため、「母子自立支援プログラム策定員」、「母子自立支援員」及び「母子家庭等就業・自立支援センター等において母子家庭の就業支援に携わる職員」（以下「母子支援担当者」と総称する。）並びに支給担当者に対して改めて本事業の内容を周知徹底すること。

特に、福祉事務所を所管する部局と、母子支援担当者又は支給担当者の所属する部局が異なる場合は、両部局間で十分連携を図り本事業の内容の周知徹底を図るとともに、母子支援担当者が母子福祉団体に委託した「母子支援家庭等就業・自立支援センター」の職員等である場合は、当該団体に対して本事業の内容の周知徹底を図ること。

(2) 福祉事務所担当コーディネーターの数及び範囲

本事業における「福祉事務所等の就労支援コーディネーター（福祉事務所担当コーディネーター）」は、1実施主体1名に限らないものであり、また、その範囲についても、福祉事務所に所属する生活保護のケースワーカーのみならず、各実施主体の実情に応じて、母子支援担当者を選任することも可能であること。

(3) ハローワークに対する円滑な支援要請等

① 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されている場合

実施主体内部で本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されている母子支援担当者は、母子家庭の母が相談に訪れた際は、母子自立支援プログラム策定事業の対象として検討するとともに、本事業による支援がより適当と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、積極的にハローワークに対し支援要請を行うこと。

ただし、その場合、本事業の円滑な実施を確保する観点から、以下の点に留意すること。

ア 福祉事務所担当コーディネーターが複数名となる場合は、各個別支援事例の担当者について明確にしておくこと。また、それぞれの個別事例について、同一の福祉事務所担当コーディネーターが最後まで担当することが望ましいこと。

イ 定期的に福祉事務所の総括コーディネーターに対して支援の実施状況について報告を行う等により、自治体側からハローワークに対して行う支援要請の全体把握が的確に行われるようにすること。

ウ ハローワークとの連携を円滑に行うため、日常的にハローワークとの情報交換・情報共有に努めること。

② 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されていない場合

母子支援担当者が本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されていない実施主体にあつては、母子支援担当者が、本事業による支援が適当と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、福祉事務所担当コーディネーターに対して積極的に連絡し、その取次ぎによってハローワークに支援要請を行う。

なおその場合、両者の情報交換を行う場を積極的に設けることなどにより、日常的な情報の共有化に配慮すること。

3. ついては、各ハローワークにおいては、以上の点を踏まえて、次に留意して事業の円滑な推進を図られるようお願いする。

(1) 母子支援担当者からの支援要請への対応

上記2.(3)によって、母子支援担当者が、ハローワークへ支援要請を行う場合や、構成員の立場で就労支援チーム参加することがありうるので、遺漏なくこれに対応すること。

この場合、母子支援担当者から、手続き上の質問等がある場合が考えられるが、これに丁寧に対応し、事業が円滑に運ぶよう配慮すること。

(2) 母子支援担当者との連携体制

上記2.(3)によって、母子支援担当者が、ハローワークへ支援要請を行う場合は、ハローワーク側からも、当該母子支援担当者に対して事業担当責任者や就労支援ナビゲーターの氏名・連絡先等を速やかに連絡し、相互に円滑な連携が図れるような体制を作ること。

また、情報交換や情報共有のためにハローワークへ連絡や訪問があつた母子支援担当者に対しては丁寧に対応するとともに、ハローワークからも積極的に福祉事務所や母子支援担当者の担当部署へ出向いて情報交換や情報共有を行うこと。

(3) 福祉サイドの支援要請担当者名簿の整理

各ハローワークは、別添様式を参考例とした任意様式により福祉サイドの支援要請担当者の氏名・連絡先等を整理し、相互に円滑な連携を図ることができるようにすること（20年度においては11月末までを目途に整理し、また毎年度4月末を目途に名簿を更新することが望ましい）。

(4) 福祉サイドの支援要請の体制整備の依頼

(3)によって福祉サイドの支援要請担当者名簿を整理する中で、特に、①福祉事務所を管理する部局と、母子支援担当者又は支給担当者を管理する部局が異なる場合や、②母子支援担当者を外部団体に委託した「母子家庭等就業・自立支援センター」等に配置している場合などにおいて、福祉サイドにおける支援要請の体制が十分整っていないことが判明した場合は、「都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会」等の場において、その事実を福祉部局に対して伝達する等により、支援要請の体制を整備するよう依頼すること。